

第2回 ディスカッション

テーマ 【のれんの償却と非消却について】

1班

B案：反対

日本基準においてのれんは、「20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する」【1】と定められ、規則的な償却を行う方法が採用されている。一方、国際的な会計基 (IFRS) では、のれんは償却されないが、減損の兆候がある場合のみではなく毎年減損テストが行われる。このように、日本基準と国際基準では、のれんの償却に関する取扱いが異なる。

この処理の違いを踏まえて、日本基準におけるのれんの規則的な償却について賛成意見と反対意見を考え、議論を展開することとする。

※参考文献【1】企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」第32項

A案：賛成

B案：反対

背景：

昨今、我が国においては、M&Aの件数が増加傾向にある。その背景として、中小企業の後継者不足や大企業の事業ポートフォリオ再編等が挙げられる。我が国におけるM&Aにおいては買い手における買収金額が買われる企業の時価純資産よりも大きい場合にはのれんが生じ、定期的に費用処理される。しかし、日本のスタートアップ関係者からは「のれん償却は営業利益を押し下げたためM&Aの阻害要因になっている」との意見も出ている。M&Aは我が国においてこれからも増加していくと考えられ、公認会計士として必ず検討することとなるであろう科目であることから、日本基準と国際基準についての理解を深めるために作問をした。

企業に与える影響：

のれんの非消却を導入すると、取得時の会計処理は基本的に同じであるが、取得後の処理が規則的な償却から減損のみに変更されるという形になる。具体的にはIFRSにおいて、減損の兆候の有無にかかわらず少なくとも年1回減損テストを行い、減損が認識された場合には(仕訳) 減損損失 / のれん となり、取り崩すこととされている。そのため、(仕訳) のれん償却費 / のれん という仕訳が発生しなくなる。

規則消却がなくなることで、買収後、機械的に営業利益が押し下げられる構造がなくなり、M&Aを検討しやすくなる。また、スタートアップは無形資産型・知識集約型が多く買収後にのれんが大きくなりやすい。この点非消却の導入により、買収後の償却費による収益圧迫の負担や過度なディスカウントの回避につながり、スタートアップの成長・出口戦略にも影響する。しかし、減損テストの導入により事務負担が増大するとも思われる。

意見：

以上を踏まえ、私は、のれんの償却について反対である。のれんの非消却を導入する狙いは、M&Aの阻害要因の緩和、スタートアップの成長・出口戦略の支援である。他にも、国際的な比較可能性の向上にもつながり資本市場から適切な評価を得ることができる。